

## 保険契約に係る支払調書の見直し

平成27年度の税制改正により決定していた、保険会社が保険金等を支払った場合にその支払った内容を税務署に通知する書類（支払調書といいます）の記載内容や要件についての改正が平成30年1月1日より適用されています。この改正は保険金等の支払い内容につき、税務署が今まで以上に詳細を把握することができる内容となっていますので、契約される方も保険契約と税金の関係を理解しておく必要があります。

## 1. 新たに提出が義務化された支払調書

保険の契約者の死亡に伴い、その保険契約の契約者に変更があった場合には以下の事項を記載した支払調書が税務署に提出されることになりました。なお解約返戻金相当額が100万円以下の場合には提出されません。

・変更後の契約者の氏名、住所	・変更前の契約者の氏名、住所	・死亡年月日
・解約返戻金相当額	・保険料の総額及び変更前の契約者が払い込んだ保険料の金額	

## 2. 調書の記載事項の追加

保険金等が支払われた場合にはこれまでも調書が提出されていましたが、その調書に記載する事項に新たな項目が追加され、以下の事項が記載された調書が提出されることになりました。また、当該調書を提出する基準が、これまでは保険金等の額が100万円超の金銭が支払われた場合でしたが、その基準が撤廃され、100万円以下の支払いの場合にも調書が提出されることになりました。

・保険金等受取人の氏名、住所、個人番号	・契約者の氏名、住所、個人番号
・被保険者の氏名、住所	・保険金等の額
・支払保険料の総額	・保険事故発生年月日及び保険金等の支払年月日
・保険金等支払時の契約者が払い込んだ保険料の総額	・契約者の変更が行われた回数
・契約者変更があった場合には変更前の契約者の氏名、住所	※赤字が今回追加された事項

## 3. 保険金等の税法上の取り扱い

保険金等を受け取った場合には、その保険契約の契約者及び被保険者、保険金受取人の組み合わせにより、異なる税金が課されることとなります。例として被相続人(A)が死亡した場合における生命保険契約に係る各種税金の課税関係をご紹介します。

	契約者（保険料負担者）	被保険者	保険金受取人	課される税金
①	A	A	B	Bに対して相続税
②	B	A	B	Bに対して所得税
③	B	A	C	Cに対して贈与税
④	A → C（契約者変更）	B	C	Cに対して相続税

- ① 保険料を負担していたAが死亡したことによりBが死亡保険金を受け取ることとなるため、相続税法上のみなし相続財産として相続税の課税対象となります。なお、死亡保険金の受取人がAの相続人である場合には相続税の計算上、非課税の規定を適用できます。
- ② 保険料を負担していたBがAの死亡に伴い保険金を受け取ることとなるため、受け取った保険金と受取時までに支払った保険料の総額との差額（保険金 > 保険料総額の場合のみ）に対し、所得税が課されることとなります。なお、当該差額は一時所得として以下の算式により所得額が計算されることとなります。  
一時所得 = (保険金 - 支払保険料総額 - 50万円) × 1/2
- ③ 保険料を負担していなかったCがAの死亡に伴い保険金を受け取ることになるため、保険料を負担していたBからCが保険金相当額の贈与を受けたこととなり、贈与税が課されることとなります。
- ④ 保険料を負担していたAが死亡した時点においては、被保険者であるBは生存しているため死亡保険金の支払いはありませんが、保険契約自体は引き続き継続されることとなるため、Aが負担していた保険料に対応する金額（保険契約に関する権利の価額）に対して相続税が課されます。

## ◆保険契約に関する権利

相続開始の時に、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（掛け捨て保険を除きます。）で、被相続人が保険料の全部又は一部を負担し、かつ、被相続人以外の者が保険契約者である場合において、その生命保険契約に関する権利のうち、被相続人が負担した保険料に対応する部分の金額は、その保険契約者が相続等により取得したものとされます。この生命保険契約に関する権利の相続税評価については、その解約返戻金相当額により評価されます。

## ◆契約者変更があった場合

契約者変更があった場合には、変更した時点において保険契約に関する権利の額の贈与が発生するように思われます。しかし、保険契約に関する権利については、相続税法では、保険料の支払時において契約者以外の者が保険料を負担していたとしても、その都度、贈与が発生したと認識することはせず、保険料負担者について相続が発生した場合に初めてその生命保険契約に関する権利に対して課税が行われることとされているため、契約者を変更しただけでは課税されることはなく、保険金等を受け取った時に贈与等の課税関係を判断されます。

## ◆支払調書の改正による影響

保険契約者の変更による課税関係は、これまで保険会社から税務署へ通知される内容の情報不足や、被相続人の死亡時には保険金等の支払いがないことなどから課税漏れが生ずることもあり得ましたが、上記1、2の調書の見直しにより相当数の課税漏れが解消されることが予想されます。保険契約に関して税金を考える場合には、実際の保険料負担者と保険金等を受け取る者が誰なのかポイントとなります。今回の改正により、契約変更前の契約者の情報や支払保険料の情報を課税庁が把握することになり、これまで課税漏れが発生していた部分がかなり減少することが予想されますので、保険契約の形態を見直される際には今まで以上に税金の取り扱いに注意が必要となります。  
(担当：宮城 博之)